

岡山県電子申請サービスを利用した第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請の申請者マニュアル

申請手順	申請画面																																			
<p>(1)岡山県ホームページ (<a href="https://www.pref.okayama.jp/">https://www.pref.okayama.jp/</a>) にアクセスし、「ネットで行政サービス」の「電子申請サービス」をクリックしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>代理人による申請を行う場合は、下記の電子申請サービスマニュアルの第4章 代理人申請 に記載していますので、マニュアルに従って、申請を行ってください。</p> <p>URL : <a href="https://apply.e-tumo.jp/help/PREFOY/">https://apply.e-tumo.jp/help/PREFOY/</a></p> </div> <p>(2)手続き先の県・市町村を選択で「岡山県」をクリックしてください。</p>	 <p>The screenshot shows the homepage of the Okuyama Prefecture website. The '電子申請サービス' (E-application service) link is highlighted with a red box. Below the main navigation, there is a section titled 'サービスの利用' (Service Utilization) with a dropdown menu for '手続き先の県・市町村を選択' (Select the prefecture/city/town/village for the procedure). A table of prefectures and municipalities is displayed below, with '岡山県' (Okuyama Prefecture) highlighted in red.</p> <table border="1" data-bbox="1240 1104 1962 1305"> <tbody> <tr> <td>岡山県</td> <td>岡山県警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岡山市</td> <td>倉敷市</td> <td>津山市</td> <td>玉野市</td> <td>笠岡市</td> </tr> <tr> <td>井原市</td> <td>総社市</td> <td>高梁市</td> <td>新見市</td> <td>備前市</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内市</td> <td>赤磐市</td> <td>真庭市</td> <td>美作市</td> <td>浅口市</td> </tr> <tr> <td>和気町</td> <td>早島町</td> <td>里庄町</td> <td>矢掛町</td> <td>新庄村</td> </tr> <tr> <td>鏡野町</td> <td>勝央町</td> <td>奈義町</td> <td>西栗倉村</td> <td>久米南町</td> </tr> <tr> <td>美咲町</td> <td>吉備中央町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	岡山県	岡山県警察				岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	総社市	高梁市	新見市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市	和気町	早島町	里庄町	矢掛町	新庄村	鏡野町	勝央町	奈義町	西栗倉村	久米南町	美咲町	吉備中央町			
岡山県	岡山県警察																																			
岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市																																
井原市	総社市	高梁市	新見市	備前市																																
瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市																																
和気町	早島町	里庄町	矢掛町	新庄村																																
鏡野町	勝央町	奈義町	西栗倉村	久米南町																																
美咲町	吉備中央町																																			

(3) 検索キーワードに「フロン」等を入力してください。

(4) 第一種フロン類充填回収業者登録申請は申請先の県民局毎になっていますので、申請の手引きに記載している県民局をクリックしてください。

※岡山県環境企画課の HP の第一種フロン類充填回収業者登録申請のページにも申込先の URL を掲載していますので、そちらをクリックし、直接アクセスすることも可能です。

手続き申込

検索キーワード   精義語検索を行う

利用者選択  個人が利用できる手続き  法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する >

分類別で探す > 五十音で探す >

手続き一覧

並び替え 受付開始日時 降順 表示数変更 20件ずつ表示

【電子納付】第一種フロン類充填回収業者登録申請 (備前県民局)  
受付開始日時 2023年09月01日00時00分  
受付終了日時 随時

【電子納付】第一種フロン類充填回収業者登録申請 (備中県民局)  
受付開始日時 2023年09月01日00時00分  
受付終了日時 随時

【電子納付】第一種フロン類充填回収業者登録申請 (美作県民局)  
受付開始日時 2023年09月01日00時00分  
受付終了日時 随時

◆第1種フロン類充てん回収業者廃業等の届出  
受付開始日時 2022年02月01日00時00分  
受付終了日時 随時

◆指定事業者のフロン引取り量等報告書の提出  
受付開始日時 2022年02月01日00時00分  
受付終了日時 随時

申請先に誤りがないか確認をし、クリック

(5) 該当する県民局をクリックすると、手続き申込み画面が表示されます。このとき、「利用者登録せず申し込む」事も可能です。

**【既に利用者登録がお済みの場合】**

利用者 ID の欄に利用者登録時に使用したメールアドレス又は ID を入力し、パスワード欄にパスワードを入力してください。

**【利用者登録せず申し込みを行う場合】**

利用者登録をせずに申し込む場合は、「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

※こちらは利用者登録をしない場合の手順です。

(6) 手続き説明や利用規約をご確認いただき、内容をご理解いただきましたら、「同意する」をクリックしてください。

- ・本申請では、必要となる手数料をクレジットカード又はペイジー（インターネットバンキング）、コード決済で電子納付する必要がありますのでご注意ください。
- ・電子納付された場合、原則として領収書は発行いたしません。
- ・領収済証明書の発行を希望される場合は、岡山県ホームページから「領収済証明願」をダウンロードし、必要事項を記入の上、申請窓口へ郵送又は持参してください。ただし、証明書の発行は、納付日の翌月末以降に可能となります。

電子納付の方法や領収済証明願の詳細はこちらをご確認ください。  
[<https://www.pref.okayama.jp/page/864226.html>]

受付時期	2026年3月25日8時30分～
問い合わせ先	備中県民局地域政策部環境課
電話番号	086-434-7066
FAX番号	086-425-2156
メールアドレス	bichu-kankyo@pref.okayama.lg.jp
ダウンロードファイル1	<a href="#">登録申請書様式.docx</a>
ダウンロードファイル2	<a href="#">添付書類の省略に関する申立書.docx</a>

#### <利用規約>

〇〇電子自治体共同運営システム（電子申請サービス）利用規約

##### 1 目的

この規約は、〇〇電子自治体共同運営システム（電子申請サービス）（以下「本システム」といいます。）を利用して〇〇県及び〇〇県内の市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

##### 2 利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけただけのものとなります。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。



※こちらは利用者登録をしない場合の手順です。

(7) 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリックしてください。

(8) 連絡先メールアドレスに申込画面への URL を記載したメールが送信されますので、当該 URL にアクセスしてください。

岡山県電子申請サービス

手続き名: 【電子納付】 第一種フロン類充填回収業者登録申請 (備中県民局)

の申込画面へのURLをお届けします。下記のURLにアクセスして申込を行ってください。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから  
[http://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-okayama-u/offer/completeSendMail\\_gotoOffer?completeSendMailForm.templateSeq=6181&num=0&t=1695722180826&user=daisuke\\_maeda%40pref.okayama.lg.jp&id=3cb03bd3c7d1833f7173a005b5d90a6](http://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-okayama-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?completeSendMailForm.templateSeq=6181&num=0&t=1695722180826&user=daisuke_maeda%40pref.okayama.lg.jp&id=3cb03bd3c7d1833f7173a005b5d90a6)

このメールは送信専用アドレスよりお送りしております。  
本メールへの返信でお問い合わせされた場合はお答えすることができません。  
ご不明な点、お問い合わせは手続担当課にお問い合わせください。

(9) 申請者情報を入力してください。

① 申請者について個人か法人どちらか選択してください。

#### 注意事項

この申請フォームでは、備中県民局に提出する専用フォームとなりますのでご注意ください。  
備中県民局の管轄区域は次の市町です。

倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町  
下記の所在地が上記の市町に該当するか確認の上、申請してください。

- ・ 本社の所在地（本社が岡山県外にある場合は、登録しようとする事業所の所在地）
- ・ 本社及び登録しようとする事業所も岡山県外の場合は主な営業地域を管轄する区域

#### 1 申請者情報

申請者の種別を選択してください。 **必須**

選択してください

郵便番号を入力してください。 **必須**

郵便番号

住所を入力してください。 **必須**

申請者の住所、または法人の場合は、所在地を入力してください。

個人：住民票に記載している住所

法人：登記事項証明書に記載している本店所在地

住所

法人の名称を入力してください。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

代表者の役職を入力してください。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

②必要事項を入力してください。

【法人の場合】

- ① 郵便番号
- ② 住所
- ③ 法人の名称
- ④ 代表者の役職
- ⑤ 代表者の氏名
- ⑥ 担当者の所属
- ⑦ 担当者の氏名
- ⑧ 電話番号
- ⑨ メールアドレス

【個人の場合】

- ① 郵便番号
- ② 住所
- ③ 氏名
- ④ 電話番号
- ⑤ メールアドレス

申請者の種別を選択してください。 **必須**

法人

郵便番号を入力してください。 **必須**

郵便番号

住所を入力してください。 **必須**

申請者の住所、または法人の場合は、所在地を入力してください。  
個人：住民票に記載している住所  
法人：登記事項証明書に記載している本店所在地

住所

法人の名称を入力してください。 **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

代表者の役職を入力してください。 **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

氏名(フリガナ)を入力してください。 **必須**

申請者の氏名のフリガナ、または法人の場合は、代表者の氏名のフリガナを入力してください。

氏  名

氏名を入力してください。 **必須**

申請者の氏名、または法人の場合は、代表者の氏名を入力してください。

氏  名

担当者の所属を入力してください。 **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

担当者の氏名を入力してください。 **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

氏  名

電話番号を入力してください。 **必須**

連絡可能な電話番号を入力してください。

電話番号

メールアドレスを入力してください。 **必須**

連絡可能なメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

(10) 申請内容を入力してください。

- ① 申請日は入力している日が自動的に入力されます。
- ② 申請の種類を「新規」又は「更新」から選択してください。
- ③ 手続の提出先を選択してください。

## 2 申請内容

申請日を入力してください。 **必須**

令和  年  月  日

申請の種類を選択してください。 **必須**

手続の提出先を選択してください。 **必須**

(11) 申請書を登録してください。

申請書に必要事項を記入の上、PDF 又は Word ファイルを登録してください。

(12) 法人の方は添付書類 1（法人のみ）について、個人の方は本人確認の方法について（個人のみ）をご確認ください。

#### 【法人の場合】

- 添付書類の省略に関する申立書を提出する場合は、申立書に必要事項を記入の上、PDF 又は Word ファイルを登録してください。
- 県による登記情報連携システムの利用を希望しない場合は、申立書は登録せず、法人（商業）登記事項証明書（原本）を郵送してください。

#### 【個人の場合】

- 県による住民基本台帳ネットワークを用いた本人確認情報の確認を希望するかどうか選択してください。
- 希望しない場合は、住民票（コピー不可、発行日から 3 箇月以内、個人番号（マイナンバー）記載なし）を郵送してください。

#### 申請書 必須

申請書のPDF又はWordファイルを登録してください。

ファイルの選択  ファイルが選択されていません  
削除

申請書を登録してください。

#### 添付書類 1（法人のみ） 選択肢の結果によって入力条件が変わります

添付書類の省略に関する申立書を提出する場合、郵送での法人（商業）登記事項証明書の提出が不要となります。（県が登記情報連携システムで確認します。）

提出する場合は申立書のPDF又はWordファイルを登録してください。

※登録しない場合は、郵送での法人（商業）登記事項証明書（原本）の提出が必要となります。

ファイルの選択  ファイルが選択されていません  
削除

申立書を提出する場合は、こちらから登録してください。

#### 本人確認の方法について（個人のみ） 必須 選択肢の結果によって入力条件が変わります

- 県による住民基本台帳ネットワークを用いた本人確認情報の確認を希望します。（住民票の提出が不要となります。）
- 県による住民基本台帳ネットワークを用いた本人確認情報の確認を希望しないので、住民票（コピー不可、発行日から 3 箇月以内、個人番号（マイナンバー）記載なし）を郵送にて提出します。

選択解除

内容をご確認いただき、どちらかを選択してください。

(13) フロン類回収設備に関する書類を登録してください。

説明文をご確認いただき、フロン類回収設備に関する書類を PDF 又は Word ファイルで登録してください。

(14) 誓約書を登録してください。

誓約書に必要事項を記入の上、PDF 又は Word ファイルを登録してください。

(15) 十分な知見を有する者に関する書類を登録してください。

説明文をご確認いただき、十分な知見を有する者に関する書類を PDF 又は Word ファイルで登録してください。

添付書類 2 (フロン類回収設備に関する書類)

添付ファイル

フロン類回収設備に関する書類を登録してください。

以下の必要書類のPDF又はWordファイルを登録してください。(登録しない場合は郵送で提出することも可能です。)

・フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類(納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等)の写し※1

・フロン類回収設備ごとの種類及び能力を説明する書類(カタログ、仕様書、取扱説明書等)の写し

※1 これらの書類を紛失した場合は、「所有権申立書」を添付してください。

※2 充填のみを行う申請の場合も添付が必要です。

添付書類 3 (法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類)

誓約書のPDF又はWordファイルを登録してください。(登録しない場合は郵送で提出することも可能です。)

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

削除

誓約書を登録してください。

添付書類 4 (十分な知見を有する者に関する書類)

添付ファイル

十分な知見を有する者に関する書類を登録してください。

以下の必要書類のPDF又はWordファイルを登録してください。(登録しない場合は郵送で提出することも可能です。)

〈充填及び回収を行う申請の場合〉

・フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の資格者証の写し

・フロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の資格者証の写し

〈充填のみを行う申請の場合〉

・フロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の資格者証の写し

〈回収のみを行う申請の場合〉

・フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の資格者証の写し

(16) 添付書類の郵送が必要かどうかご確認ください。

内容をご確認いただき、該当する項目すべてにチェックを入れてください。

(17) 上記(16)にて郵送が必要な場合に該当する方は添付書類等を郵送してください。

郵送する添付書類等については上記(16)及び申請の手引きで  
ご確認ください。

**【郵送等により送付する際の注意点】**

- ・(11)で登録した申請書の写し(電子申請システムで登録した申請書を印刷したもの)を一番上にして同封してください。
- ・申請書の写しの右上部分に、申請完了後に表示される整理番号を記載してください。
- ・この申請日から1週間以内に必着となるように郵送(書留)してください。

※1週間以内に届かない場合は、却下となりますのでご注意ください。

上記の内容をご確認いただいたら、チェックボックスにチェックを入れてください。

添付書類の郵送が必要かどうか確認してください。 **必須** すべてにチェックを入れてください。

該当する項目すべてにチェックを入れてください。

- すべての添付書類(法人の方は添付書類の省略に関する申立書を含む)を登録しているため、添付書類の郵送はありません。
- (法人のみ) 添付書類1にて添付書類の省略に関する申立書を登録していないので、法人(商業)登記事項証明書の原本を郵送します。
- (個人のみ) 県による住民基本台帳ネットワークを用いた本人確認情報の確認を希望しないので、住民票(コピー不可、発行日から3箇月以内、個人番号(マイナンバー)記載なし)を郵送します。
- 添付書類2~4のいずれかを登録していないので、登録していない添付書類を郵送します。

(郵送が必要な方のみ) 添付書類等の郵送方法をご確認ください。

郵送等により送付する際は、

- 1 登録した申請書の写しを一番上にして同封してください。
  - 2 申請書の写しの右上部分に、申請完了後に表示される整理番号を記載してください。
  - 3 この申請日から1週間以内に必着となるよう郵送(書留)してください。
- ※1週間以内に届かない場合は、却下となりますのでご注意ください。

- 登録した申請書の写しを一番上にして同封
- 申請書の写しの右上部分に、申請完了後に表示される整理番号を記載
- この申請日から1週間以内に必着となるよう郵送(書留)

郵送が必要な方は内容をご確認いただき、  
チェックボックスに  
チェックを入れて  
ください。

(18) 納付情報についてご確認ください。

納付額は自動計算のため入力不要です。

**【納付する際の注意点】（詳細な納付方法は(22)以降参照）**

金額の横に表示された支払期限や支払画面に表示される支払可能期限にかかわらず、**申請日から2週間以内にお支払** **ください。**

**2週間以内に支払がない場合は、申請が却下となりますので、ご注意ください。**

**※手数料の納付については、別途、メールにより案内が送信されます。**

(19) 全ての入力を終えたら、「確認へ進む」をクリックしてください。

納付額 必須

申請書の写し及び添付書類が到着（1週間以内）し、必要書類を確認した上で、手数料の支払依頼のメールが届きますので、金額の横に表示された支払期限や支払画面に表示される支払可能期限にかかわらず、申請日から2週間以内にお支払ください。2週間以内に支払がない場合は、申請が却下となりますのでご注意ください。

納付方法は、Pay-easy、クレジットカード、PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイから選択できます。  
自動計算式のため入力不要です。

¥ 5010

2027年04月30日までにお支払ください。

ここに記載されている支払期限にかかわらず、申請日から2週間以内にお支払ください。

納付額 必須

申請書の写し及び添付書類が到着（1週間以内）し、必要書類を確認した上で、手数料の支払依頼のメールが届きますので、金額の横に表示された支払期限や支払画面に表示される支払可能期限にかかわらず、申請日から2週間以内にお支払ください。2週間以内に支払がない場合は、申請が却下となりますのでご注意ください。

納付方法は、Pay-easy、クレジットカード、PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイから選択できます。  
自動計算式のため入力不要です。

¥ 5010

2027年04月30日までにお支払ください。

確認へ進む >

(20) 申込内容をご確認いただき、問題なければ、「申込み」をクリックしてください。

## 2 申請内容

申請日	令和8年3月25日
申請の種別	新規
手続の提出先	備中県民局
申請書	登録申請書様式.docx
添付書類 1 (法人のみ)	添付書類の省略に関する申立書.docx
添付書類 2 (フロン類回収設備に関する書類)	添付書類 2 (フロン類回収設備に関する書類) .pdf
添付書類 3 (法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類)	添付書類 3 (誓約書) .pdf
添付書類 4 (十分な知見を有する者に関する書類)	添付書類 4 (十分な知見を有する者に関する書類) .pdf
添付書類の郵送が必要かどうか確認してください。	すべての添付書類 (法人の方は添付書類の省略に関する申立書を含む) を登録しているため、添付書類の郵送はありません。
(郵送が必要な方のみ) 添付書類等の郵送方法をご確認ください。	

## 3 納付情報

納付額	納付方法は、Pay-easy、クレジットカード、PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイから選択できます。 ¥ 5,010
-----	--

< 入力へ戻る **申込み** >



(22) 添付書類が揃い、申請内容等に不備がないことが確認されたら、受付完了メールが送信されます。

メール本文に記載されている URL をクリックしてください。

(23) 電子申請システムの画面が表示されますので、(21)で発行された「整理番号」及び「パスワード」を入力し、「照会する」をクリックしてください。

## 〈メール画面〉

岡山県電子申請サービス

手続き名：【電子納付】第一種フロン類充填回収業者登録申請（備中県民局）

整理番号：[REDACTED]

フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者登録申請の受付が完了しました。システム上では「完了」と表示されますが、手数料の納付の確認をしてから実際の審査に入ります。審査の結果、登録通知書の交付により手続きが完了しますので、ご注意ください。

手数料の納付は、下記 URL からお願いします。（申込完了時にお伝えした整理番号とパスワードが必要です。）

オンラインでの手数料納付は、申請日から2週間以内にお支払いください。2週間を過ぎる場合は、原則、却下となりますのでご注意ください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/inquiry/inquiry\\_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

申込内容照会

申込照会

整理番号を入力してください

[REDACTED]

申込完了画面、通知メールに記載された整理番号をご入力ください。

パスワードを入力してください

●●●●●●●●

申込完了画面、通知メールに記載されたパスワードをご入力ください。

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。  
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

照会する >

